

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第五十二条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十七日

総務大臣 原口 一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出しを「（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定に基づき行う海上保安庁の無線局と船舶局との間の通信

附 則

この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の

日（平成二十二年七月一日）から施行する。